



検討の方向性(案)について (電気通信事業法第27条の3不適合契約(既往契約)の解消)

令和4年6月7日
事務局

- 改正電気通信事業法(令和元年法律第5号。以下「改正法」とする。)の施行日(2019年10月1日)以降、新たに「約する」契約(「更新」を含む。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」とする。)第27条の3に適合した条件の契約(以下「適合契約」とする。)である必要がある。
- 施行日より前に約された事業法第27条の3に適合していない条件の契約(以下「既往契約」とする。)としては、次のものがある。
 - ① 不適合拘束条件
違約金1,000円超、期間拘束2年超など施行規則第22条の2の17に適合しない提供条件が残っている契約。
 - ② 不適合利益提供等
端末購入を条件とする通信料金の割引や通信契約の継続利用を条件とする端末代金の値引き(割賦残債の支払免除)など施行規則第22条の2の16に適合しない利益提供が残っている契約。
- 既往契約については、最初の契約の更新の際に、適合契約に移行することが原則だが、適合契約への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者也存在するため、これまで「当分の間」の経過措置として、①の不適合拘束条件については、再度、事業法不適合の条件で「更新」することが特例として認められてきた。
(②の不適合利益提供等については、特例による更新は認められていない。)
- 他方、潜脱行為を防止する観点から、適合契約に移行させるものを除き、これまで原則として(※)「変更」は認められていなかった。
 - ※ 例外的に、利用者利益の保護の観点から、「当分の間」の経過措置として、①の不適合拘束条件に係る規律については、改正法の施行日の前日における提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行う変更に限り適用しないとする特例を設けている。
- こうした制度について、既往契約の早期解消を図る観点から省令改正を行い(※)、以下の規定を追加した。
 - ・ 既往契約(3G契約を除く。)の更新の特例を令和5年末をもって廃止する方針を明らかにする規定
 - ・ 既往契約の不適合拘束条件を個別に適合させる変更を可能とする規定

※電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第3号。本年1月31日公布・施行)

- : 総務省による取組
- : 要請を受けた事業者の取組
- : 事業者の自主的な取組

○ 「競争ルールの検証に関する報告書2021」での提言

- 「競争ルールの検証に関する報告書2021」(以下「報告書2021」とする。)では、公正な競争環境を整える観点から、既往契約を早期に解消するべきであるとされた。
- また、総務省においては、
 - ① 既往契約の種類に応じて、その解消の進捗状況や囲い込み効果の程度、また、
 - ② 利用者への影響にも配慮しつつ、既往契約の早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、
 - ③ 事業者に対し、既往契約をできる限り早期に解消するための積極的な取組を求めることが適当であるとされた。

○ 総務省における取組

- 報告書2021での提言を受け、総務省は、以下の取組を実施した。
 - ① 昨年9月、MN03社に対し、過去からの経緯にも言及しつつ極力早急な解消の必要性が指摘されていた事項^(※)について、速やかな撤廃についての検討を要請
 - ※ NTTドコモ: 違約金の留保、KDDI・ソフトバンク: 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件
 - ② 不適合拘束条件の解消時期(政策目標)など、既往契約の早期解消に向けた取組の方針を整理した上で、前頁の規定の追加を内容とする電気通信事業法施行規則等の一部改正を実施
 - ③ 本年2月、MN03社を含む事業者各社に対し、既往契約の解消に向けた取組について要請

○ MN03社における取組

- MN03社は、要請を受け、指摘事項に関する対応方針を表明し、本年4月までに撤廃している。
- また、各社は自主的な対応として、本年4月までに、既往契約を含む全ての契約の違約金を撤廃した。

: 総務省による取組
 : 要請を受けた事業者の取組
 : 事業者の自主的な取組

- 令和3年9月16日 「競争ルールの検証に関する報告書2021」公表
- 17日 報告書2021での提言を受け、総務省からMNO3社に対し要請を发出
- 10月1日 NTTドコモが違約金の留保を撤廃
以降、全ての契約の違約金を免除
- 令和4年1月31日 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の公布・施行
- 2月 1日 ソフトバンクが約款上で全ての契約の違約金を撤廃
- 4日 総務省から、改正法施行当時より事業法第27条の3の規律の対象となっている電気通信事業者19社に対し、上記省令の施行を踏まえた既往契約の解消に向けた取組について要請
- 18日 NTTドコモが約款上で全ての契約の違約金を撤廃
- 3月16日 ソフトバンクが旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を撤廃
- 4月 1日 KDDIが 約款上で全ての契約の違約金 及び 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件 を撤廃

■ : 要請を受けた事業者の取組 ■ : 事業者の自主的な取組 ■ : 令和5年9月末までに自然解消の見込み

			NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
不適合拘束条件	契約期間2年超 又は 違約金1,000円超	利用者 不利	解消 (違約金留保を含む)	解消	解消
	上限を超える 継続利用割引	利用者 有利		解消	- (元から存在せず)
不適合利益提供等	端末の購入を 条件とする 通信料金割引	利用者 有利	0.03%*	11.7%*	6.3%*
	旧端末購入プログラム	利用者 有利	- (元から存在せず)	41.0%* (回線契約継続条件は撤廃済)	29.5%* (回線契約継続条件は撤廃済)

※ 事業法第27条の3の施行時(令和元年9月末)の残存数を100とした時の本年3月末時点の指数。小数点以下第2位又は第3位を四捨五入。

- 不適合拘束条件(契約期間2年超、違約金1,000円超)は、NTTドコモ・ソフトバンクが本年2月までに解消し、本年3月末時点で、KDDIにおいて 契約が残されていたが、同社も本年4月1日に違約金を撤廃したことにより、全て解消されている。
- 不適合利益提供等(端末購入を条件とする通信料金の割引、旧端末購入プログラム)は、本年3月末時点で、3社合計で残り約897.4万契約、うち、旧端末購入プログラムが約757.6万契約だが、2社は回線契約継続条件を撤廃している。これらについては、令和5年9月末までに自然解消が見込まれている。

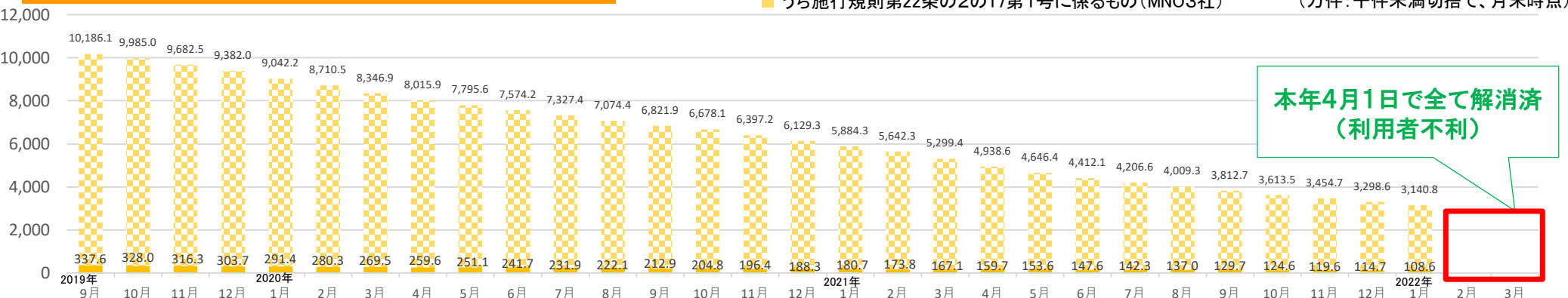
事業法第27条の3不適合拘束条件の残存数

(3社計)

 事業法第27条の3不適合拘束条件の残存数(MNO3社)

 うち施行規則第22条の2の17第1号に係るもの(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)


本年4月1日で全て解消済
(利用者不利)


注1 事業法第27条の3不適合期間拘束契約とは、電気通信事業法施行規則第22条の2の17第1号に掲げる提供条件(違約金等の定めがある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること)又は同条第4号に掲げる提供条件(違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること)のいずれかに該当する契約をいう。

注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に同社に事業承継を行った「UQ mobile」分を含む。

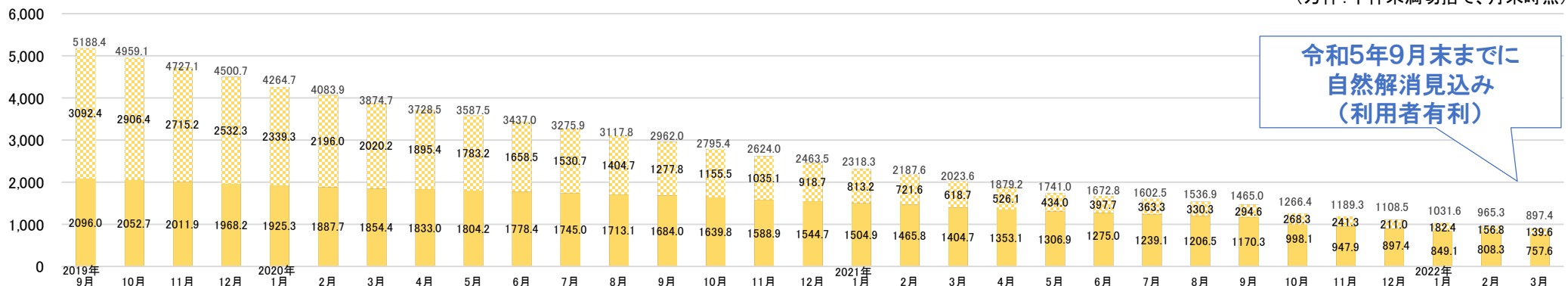
事業法第27条の3不適合利益提供等の残存数

(3社計)

 通信料金の割引(MNO3社)

 割賦代金の残債免除(MNO3社)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)

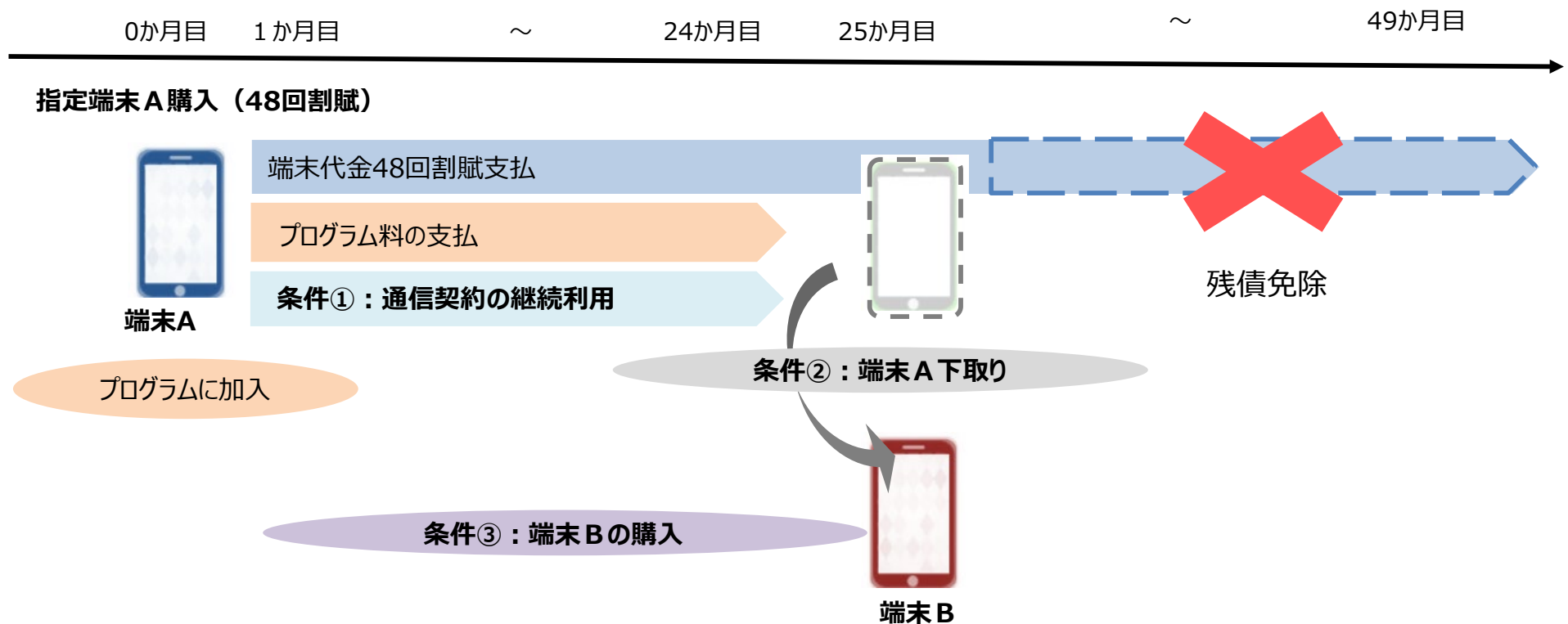

令和5年9月末までに
自然解消見込み
(利用者有利)

注1 事業法第27条の3不適合利益提供等とは、改正電気通信事業法の施行の前に約された移動電気通信役務の料金又は利益の提供であって事業法第27条の3第2項第1号に規定する移動電気通信役務の料金又は利益の提供に該当するもののうち、改正法の施行の時点でその全部又は一部が実施されていないもの(通信料金の割引、割賦代金の残債免除等)をいう。

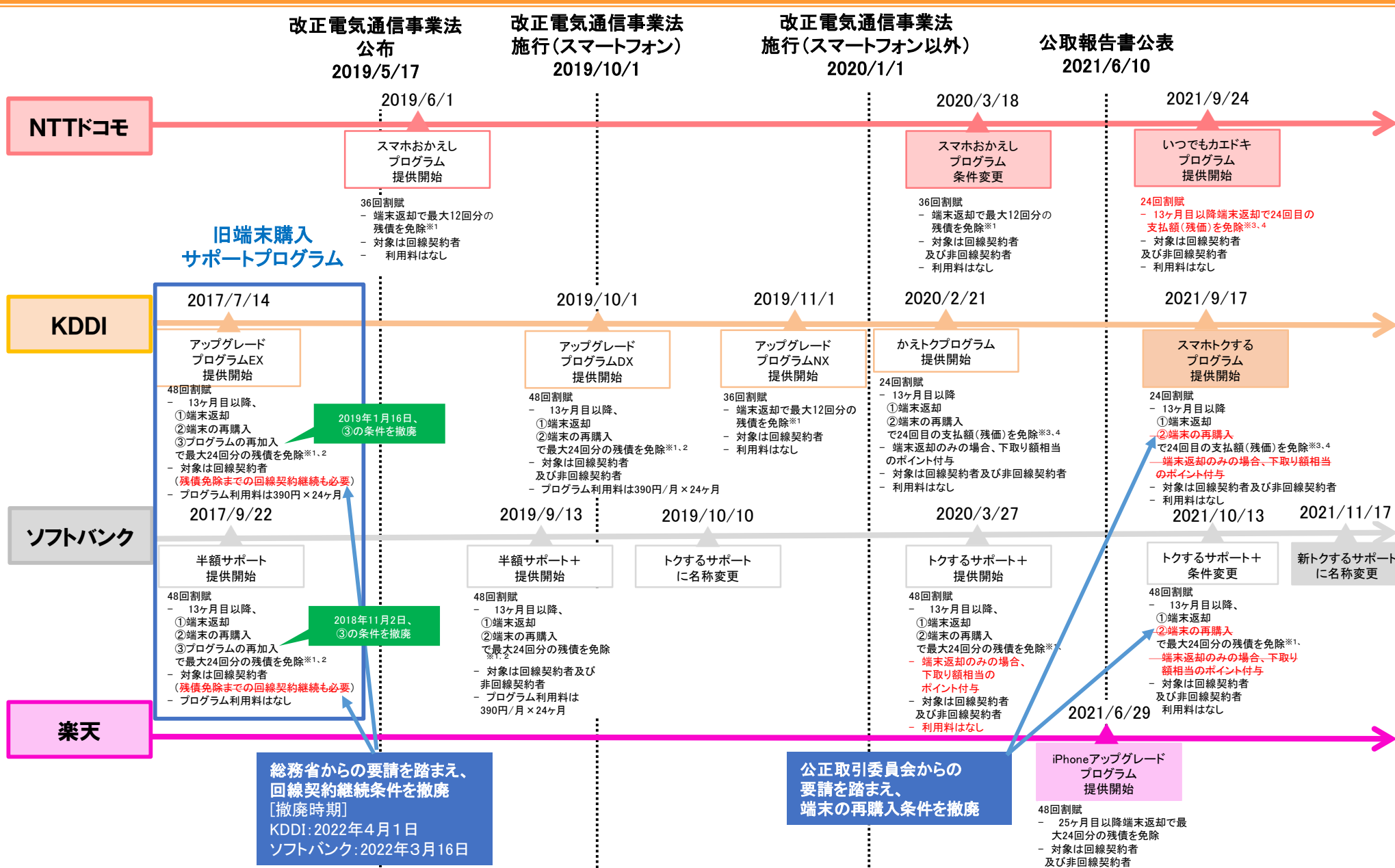
注2 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に同社に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

出典: 令和元年総基料第129号に基づく報告

- 改正法の施行前に、KDDI（2017年7月～2019年9月）及びソフトバンク（2017年9月～2019年9月）は、**指定端末の48回割賦での購入**を加入条件としたオプションプログラムを提供していた。
- 以下の条件を満たした場合に、旧端末の割賦残債（最大2年分）が免除されるプログラムとなっていた。
 - ① 割賦残債の免除を受けるまでの間、**通信契約を継続していること**。
 - ② **旧端末を下取り**に出すこと。
 - ③ **新たに端末を購入**すること。



【参考】各社の端末購入サポートプログラムの変遷



※1 24ヶ月目までに特典を利用する場合にも、24回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。 ※2 24ヶ月目までに特典を利用の場合には、残月分のプログラム利用料の前払いが必要。
 ※3 23ヶ月目までに特典を利用する場合にも、23回目までの分割支払金は引き続き支払いが必要。 ※4 残債の再分割後は残債免除申込の当月以降の残債を免除。
 注: 赤字部分は、直前の端末サポから提供条件に変更があった箇所。

- 既往契約の解消に向け、他社に先駆けて2021年10月に違約金及び違約金留保を撤廃したところであり、違約金に係る既往契約は現時点で解消されている認識。引き続き新しいプランへの移行を促進することで、2023年12月末までの既往契約解消を目指す。（第28回WG・NTTドコモ）
- 不適合期間拘束契約については、従来から、積極的な周知や移行による違約金の免除、魅力的な料金プランの提供等を軸に適合契約への移行を促進してきた。これらの取組に加え、2022年3月31日をもって、auとUQモバイルの違約金を廃止し、また、これは他社に先行しての取組となるが、3Gの携帯電話向けサービスを終了したことにより、結果、全ての不適合期間拘束契約が解消された。
また、不適合利益提供契約の中の端末購入サポートプログラムに関するものについても、旧端末購入プログラムの回線契約継続条件を撤廃したことで、全て解消された。（第28回WG・KDDI）
- 違約金を撤廃したため、大半の既往契約は既に解消されている。以前総務省に提出した、既往契約解消計画通りに解消が進んでいたところ、2022年2月に違約金を撤廃したことにより、2023年12月末までとされていた解消期限を大幅に前倒しし、いわゆる2年縛りと言われていた利用者を解消するに至った。
また、その他の取組として、旧端末購入プログラム（半額サポート）の回線契約継続条件を2022年3月に撤廃したため、これも解消が完了している。
端末購入を条件とする通信料金割引は一部残存しているが、これも2023年9月末までに解消予定。
（第28回WG・ソフトバンク）

(1) 現在の状況

- MN03社の既往契約については、極力早急な解消の必要性が指摘されていた事項^(※)や違約金など、利用者にとって不利な不適合条件は全て解消されている。

※ NTTドコモ: 違約金の留保、KDDI・ソフトバンク: 旧端末購入プログラムの回線契約継続条件

- 残るMN03社の既往契約は、利用者にとって有利な不適合条件^(※)を有するもののみ。これらについても、一定期間後に自然解消することや、後述の既往契約の更新に係る特例の廃止により令和6年以降に順次解消することが見込まれている。

※ NTTドコモ: 端末購入を条件とする通信料金の割引、継続利用割引

KDDI・ソフトバンク: 端末購入を条件とする通信料金の割引、旧端末購入プログラム

- MN03社以外で事業法第27条の3の規律の対象となっている事業者については、一部で不適合拘束条件を有する契約が残存^(※)しているが、サービス終了等により自然解消することや、後述の既往契約の更新に係る特例の廃止により令和6年以降に順次解消することが見込まれている。

※ 6社合計で約18.9万契約(本年3月末時点)

(2) 今後の方向性

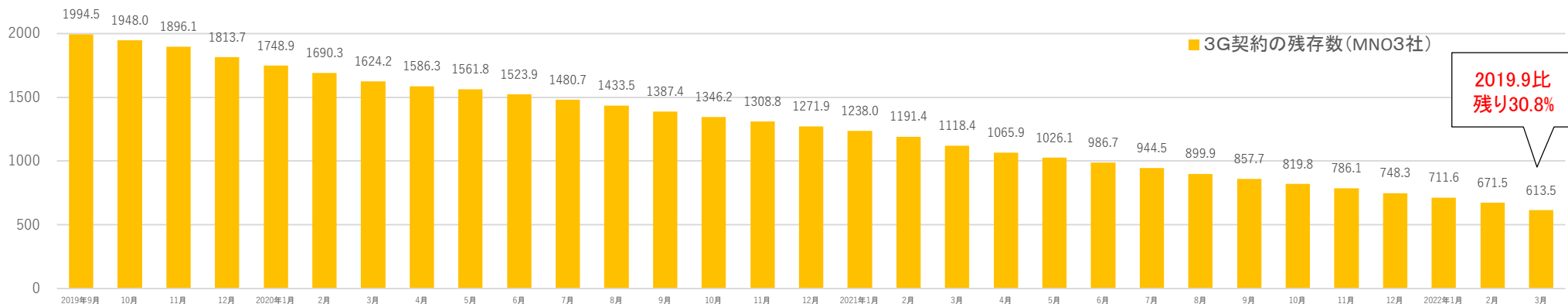
- 総務省においては、引き続き、各社の既往契約の解消状況を注視し、特段の問題がなければ、不適合拘束条件の解消時期として設定した令和5年末をもって、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を廃止することが適当ではないか。

事業法第27条の3に不適合な3G契約の状況

○ 本年3月末時点では、3社合計で約613.5万件が残っている。KDDIについては、同時点では改正法施行当時と比較して約7.2%が残存していたが、本年3月末をもって3Gサービスの提供を終了している。

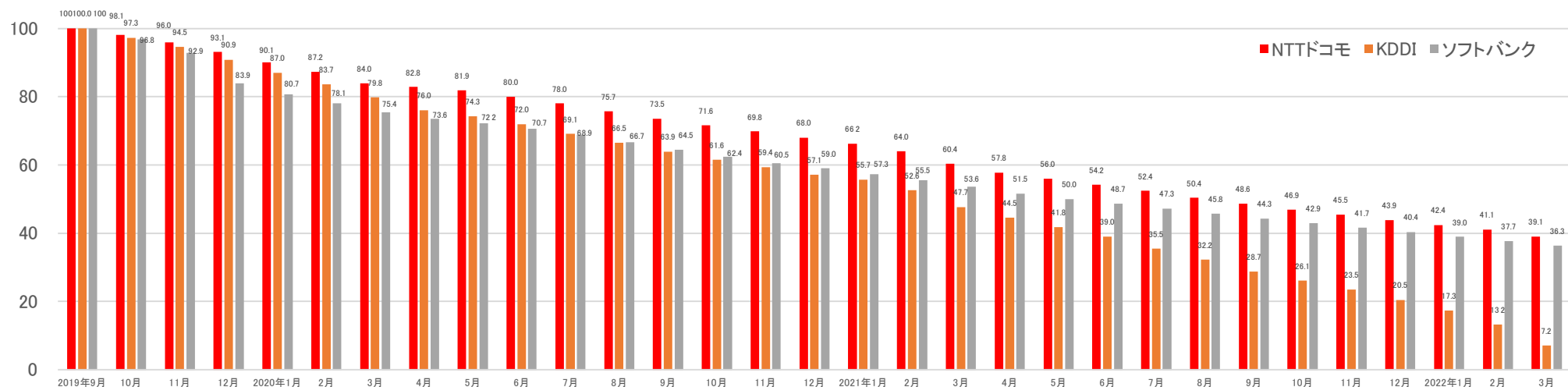
事業法第27条の3に不適合な3G契約の残存数 (3社計)

(万件:千件未満切捨て、月末時点)



事業法第27条の3に不適合な3G契約の残存数 (個社別)

(2019年9月=100としたときの指数。小数点以下第2位を四捨五入。月末時点。)



注1: 2019年9月末時点を基準値(100)とした場合の指数の推移。
 注2: 2020年10月以降のKDDIの残存数には、同年10月1日に事業承継を行った「UQ mobile」分は含まない。

○ 3Gサービスの終了を見据えた事業者からの要望

- NTTドコモは2026年3月末、ソフトバンクは2024年1月下旬に3Gサービスの終了を予定しているところ、両社は本年4月の事業者ヒアリング等の中で、事業法第27条の3の規律の見直しに関する要望を挙げている。

(具体的な要望の内容)

- ・ セット販売時の端末値引き等の2万円上限の特例（通信方式変更/周波数移行に対応するための端末については、対照価格以下の利益の提供が可能）について、現行ルール上、3G端末やVoLTE非対応端末の利用者であっても、加入しているプランによっては適用対象外となる点を解消してほしい
- ・ 継続利用割引の規定について、事前に将来の特典を提示していない、回線契約を結果的に継続していた利用者を対象とする施策（例えば3Gの巻取り施策）にも適用されるのは少し過剰な適用であり、見直してほしい

○ 今後の方向性

- 3Gサービスの終了を見据えた事業者からの要望を踏まえ、総務省において、規律の趣旨を損なわない範囲で、利用者利益にも配慮しながら、見直しの要否について検討を行うことが適当ではないか。

- ▶ 「通信方式変更に対応するための端末の特例」について、現行ルール上、3G端末の利用者であっても、加入しているプランによって適用可否が変わる。具体的には、3G専用プランを3G端末で利用している者に対しては本特例の適用が可能だが、3G・4G共通プランを3G端末で利用している者に対しては適用不可能。
どちらも3G停波後に使用できなくなる、という点は同一であるにも関わらず、加入しているプランによって特例の適用可否が変わるのは不公平だと考えており、解消いただきたい。（第28回WG・ソフトバンク）
- ▶ 当社は3G・4G共通プランを提供していないが、3G停波により一部端末の機能が利用できなくなることは課題だと考えている。具体的には、4G専用プランをVoLTE非対応端末で利用している利用者（以下、VoLTE非対応端末利用者）は、2026年3月末予定の3G停波後、音声通信が一切不可となるため、端末の取替が必要となるが、「通信方式変更に対応するための端末の特例」の対象外である点が課題だと考えている。利用者保護の観点から、VoLTE非対応端末利用者も本特例の対象としていただきたい。
なお、VoLTE非対応端末利用者を本特例の対象とするに当たっては、潜脱的な運用を防ぐ観点から、例えば、利用者の利用端末がVoLTE非対応端末であることをマイページの購入履歴等により確認し、システムへ利用端末等の証跡を残す場合に限り対照価格以上の割引を行う、といった運用が考えられる。（第28回WG・NTTドコモ 追加質問への回答）
- ▶ 継続利用割引の規律は、過大な割引が利用者の自由な事業者選択を抑制するということで設けられた規律であり、現在契約している利用者が、将来大きな割引を受けることができると事前に分かれば、その割引を受けるまでの間、事業者移行を思い留まることが考えられ、このような例に対応するための規制であると理解している。
当社もこの意図は理解しており、賛同する。
他方、事前に将来の特典を提示していない場合でもこの規律の対象となることになっており、回線契約を結果的に継続していた利用者を対象とする施策についても、この規律が適用されることとなるが、これは少し過剰な適用ではないか。
利用者にとっては事前に何の情報もないため、それまでの間、事業者の選択には何の影響も与えていない。
これによって、例えば3Gの巻取り施策について、3G契約を以前から行っている際には、当然将来このような特典があると案内しておらず計画も無かったわけだが、4Gに移行した利用者に対して何らかの特典を提供しようとする時もこの規律の対象となってしまう。規律の適用範囲について見直しをいただきたい。（第28回WG・ソフトバンク）